# 無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険

各代理店の販売名称は裏面をご覧ください。

# ご契約のしおり・約款

この保険は太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本割れすることがあります。

太陽生命

2024年1月版

**この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されていますので、ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約いただきますようよろしくお願いいたします。**

■当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」を指します。

■普通保険約款の正式名称には「無配当」がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し一部において記載を省略しています。

## この冊子の構成

この冊子は、つぎの２つの部分から構成されています。

### ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

### 約　　款

ご契約の内容・ご契約後の各種取扱いなどを規定した普通保険約款および特約条項を掲載しています。

# 目的別もくじ


## 保険用語の内容について知りたい

主な保険用語のご説明

1 ページ

## 外貨建保険に関する内容について知りたい

Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項

5 ページ

## この保険の特長としくみを知りたい

Ⅱ．特長としくみ

11 ページ

## この保険の特約を知りたい

Ⅲ．特約

13 ページ

## 給付金の請求について知りたい

Ⅳ．給付金などの請求

19 ページ

## どういう場合に給付金が支払われるか知りたい

Ⅴ．給付金などのお支払い

23 ページ

## どういう場合に給付金が支払われないか知りたい

Ⅵ．給付金などをお支払いできない場合

25 ページ

## 保障がいつから開始するか知りたい

Ⅶ．お申込みに際して
【5】保障の開始時期（責任開始期）

28 ページ

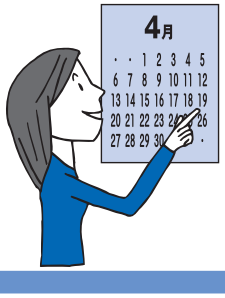


## 申込みを撤回したい

Ⅶ．お申込みに際して
【8】クーリング・オフ制度
（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

29 ページ

## 契約を解約したい

Ⅷ．ご契約後のお取扱いなど
【４】ご解約と解約払戻金

45 ページ

## 給付金・解約払戻金などにかかる税金について知りたい

Ⅸ．税金

49 ページ

# もくじ

## ご契約のしおり


主な保険用語のご説明…… 1

### Ⅰ.外貨建保険に関する留意事項
【1】無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険の通貨…… 5
【2】為替リスクと自己責任原則 …… 5
【3】保険料払込時に適用する為替レート …… 6
【4】給付金など受取時に適用する為替レート …… 7
【5】円入金特約・円支払特約・円建上限額指定特約を付加した場合の為替取引などのしくみ…… 8
【6】この保険にかかる諸費用 …… 9

### Ⅱ.特長としくみ
【1】この保険の特長としくみ …… 11

### Ⅲ.特約
【1】円入金特約…… 13
【2】円支払特約…… 14
【3】円建上限額指定特約…… 15
【4】指定代理請求特約…… 18

### Ⅳ.給付金などの請求
【1】給付金などの請求方法…… 19

### Ⅴ.給付金などのお支払い
【1】主契約の保障内容…… 23

### Ⅵ.給付金などをお支払いできない場合
【1】給付金などをお支払いできない場合 …… 25
【2】お支払いできない場合の事例 …… 26

### Ⅶ.お申込みに際して
【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」…… 27
【2】生命保険募集人の権限…… 27
【3】ご契約にお申込みの際の留意事項…… 27
【4】健康状態・職業の告知 …… 28
【5】保障の開始時期(責任開始期)…… 28
【6】保険証券について…… 29
【7】契約確認…… 29
【8】クーリング・オフ制度(ご契約の申込みの撤回・ご契約の解除)…… 29
【9】新たな保険契約への乗換え …… 32
【10】元本欠損(お受取額と一時払保険料との関係)…… 32

【11】個人情報のお取扱いについて …… 33
【12】本人特定事項等の確認 …… 33
【13】他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について …… 34
【14】当社の組織形態および株式会社の運営について …… 37
【15】「生命保険契約者保護機構」について …… 37
【16】「FATCA(ファトカ)」(外国口座税務コンプライアンス法) …… 40
【17】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」…… 41
【18】外国政府等において重要な公的地位にある方について …… 42

## Ⅷ. ご契約後のお取扱いなど

【1】急な資金がご入用のときの貸付(契約者貸付)制度 …… 43
【2】契約内容の変更…… 43
【3】ご契約者・受取人の変更、住所などの変更、保険証券紛失・盗難 …… 43
【4】ご解約と解約払戻金 …… 45
【5】契約者配当金について …… 47
【6】受取人によるご契約の継続について …… 47
【7】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口…… 48

## Ⅸ. 税金

【1】生命保険料控除…… 49
【2】給付金などの税法上のお取扱い …… 51
【3】外貨建保険の税金のお取扱い…… 53

# 約款

## 無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険普通保険約款

(この保険の趣旨) …… 55
1.用語の定義 …… 55
2.通貨の種類 …… 55
3.会社の責任開始期 …… 55
4.給付金の支払 …… 56
5.詐欺による取消または不法取得目的による無効 …… 57
6.告知 …… 57
7.重大事由による解除…… 57
8.解約 …… 58
9.保険契約内容の変更 …… 58
10.払戻金 …… 58
11.保険契約者および被保険者 …… 59
12.死亡給付金受取人、生存給付金受取人および満期給付金受取人 …… 59
13.契約者配当金 …… 60

# もくじ

14.その他 …… 60
別表1 死亡給付金額…… 62
別表2 請求書類…… 62
円入金特約…… 65
円支払特約…… 66
円建上限額指定特約…… 69
指定代理請求特約…… 71

# 主な保険用語のご説明

| あ行 | |
|---|---|
| **一時払保険料相当額**<br>（いちじばらいほけんりょうそうとうがく） | ご契約のお申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。 |
| **受取人**<br>（うけとりにん） | 給付金などを受け取る人をいいます。<br>例：生存給付金・満期給付金・死亡給付金の受取人はご契約者が申込書で指定した方 |

| か行 | |
|---|---|
| **解除**<br>（かいじょ） | 約款に定める重大事由に該当した場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。 |
| **解約**<br>（かいやく） | 保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。 |
| **解約払戻金**<br>（かいやくはらいもどしきん） | 解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。 |
| **契約応当日**<br>（けいやくおうとうび） | ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。 |
| **契約年齢**<br>（けいやくねんれい） | 被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。<br>例：24 歳７ヵ月の被保険者の契約年齢は 24 歳となります。 |
| **契約日**<br>（けいやくび） | 通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。 |

| さ行 | |
|---|---|
| **指定代理請求人**<br>（していだいりせいきゅうにん） | 代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。 |
| **指定通貨**<br>（していつうか） | ご契約時にご契約者が米ドル･豪ドルのいずれかから、指定した通貨をいいます。 |
| **支払事由**<br>（しはらいじゆう） | 給付金などをお支払いする要件となる事由をいいます。<br>例：被保険者の生存・死亡 |
| **死亡給付金**<br>（しぼうきゅうふきん） | 被保険者が死亡したときに支払われるお金のことをいいます。 |
| **主契約**<br>（しゅけいやく） | 約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。 |
| **生存給付金**<br>（せいぞんきゅうふきん） | 被保険者が毎年の生存給付金支払日に生存しているときに支払われるお金のことをいいます。 |
| **責任開始期・責任開始日**<br>（せきにんかいしき・せきにんかいしび） | 当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日となります。 |

## ●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

| さ行 | |
|---|---|
| **責任準備金**<br>（せきにんじゅんびきん） | 将来の給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から当社が積み立てておく準備金のことをいいます。 |

| た行 | |
|---|---|
| **単位生存給付金額**<br>（たんいせいぞんきゅうふきんがく） | この保険契約の給付金の金額を指定する際の基準となる金額のことをいいます。 |
| **特約**<br>（とくやく） | 特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。 |

| は行 | |
|---|---|
| **被保険者**<br>（ひほけんしゃ） | 生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。 |
| **保険期間**<br>（ほけんきかん） | 保険契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます。 |
| **保険契約者**<br>（ほけんけいやくしゃ） | 保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（ご契約者ともいいます）。 |
| **保険証券**<br>（ほけんしょうけん） | ご契約の一時払保険料や給付金の種類などの契約内容を具体的に記載したものです。 |
| **保険年度**<br>（ほけんねんど） | 契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の１年間を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度・・・といいます。 |
| **保険料**<br>（ほけんりょう） | ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。 |

| ま行 | |
|---|---|
| **免責事由**<br>（めんせきじゆう） | 支払事由が発生しても、例外として死亡給付金などをお支払いしない事由をいいます。<br>例：ご契約後２年以内の自殺 |
| **満期給付金**<br>（まんききゅうふきん） | 被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払われるお金のことをいいます。 |

| や行 | |
|---|---|
| **約款**<br>（やっかん） | ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。 |

| や行 | |
|---|---|
| **予定利率**<br>（よていりりつ） | 保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。 |

# Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項

●この外貨建保険について、つぎの留意事項を確認のうえ、十分にご理解願います。

## 【1】無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険の通貨

●無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険（以下、この保険）は、外貨建の一時払の生命保険です。通貨の種類は、アメリカ合衆国通貨（以下、米ドル）またはオーストラリア連邦通貨（以下、豪ドル）のいずれかから、ご契約時に指定していただきます。
指定した通貨を指定通貨といい、この保険にかかる金銭の授受は、原則、指定通貨にて行います。
※ご契約後、指定通貨を変更することはできません。

## 【2】為替リスクと自己責任原則

**！この保険における為替リスクについてご確認ください。**

**＜指定通貨を円貨に交換する場合の影響について（為替リスク）＞**

●為替レートは日々変動していますので、指定通貨建の生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを受取時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などの金額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。なお、為替相場の変動がない場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

●この保険にかかる為替リスクは、**ご契約者または各給付金の受取人に帰属します。**

【為替リスクの例（円・米ドル間）】

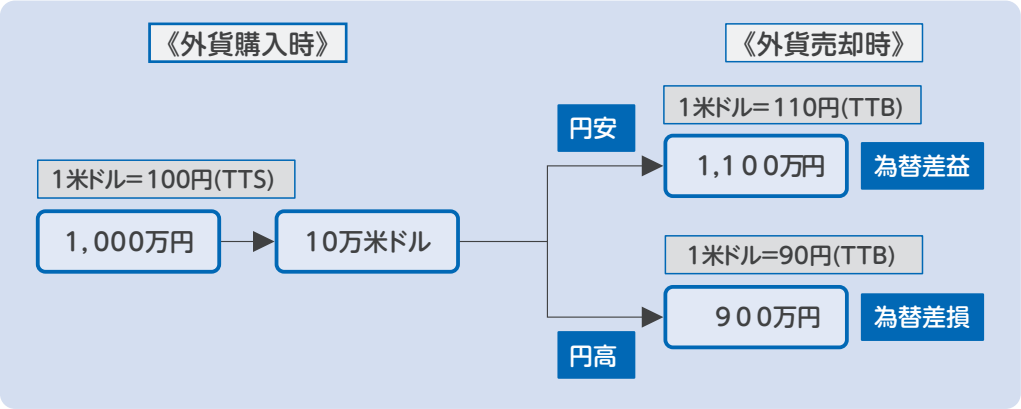


| 為替レートの種類 | 内　　容 |
|---|---|
| TTSレート<br>（対顧客電信売相場） | 金融機関などで円貨を外貨に交換する際の一般的な為替レート（相場）です。外貨交換レートともいいます。 |
| TTMレート<br>（対顧客電信仲値） | 金融機関で外貨を売買する際の基準レートのことをいい、金融機関が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTSとTTBの間の値となります。 |
| TTBレート<br>（対顧客電信買相場） | 金融機関などで外貨を円貨に交換する際の一般的な為替レート（相場）です。円交換レートともいいます。 |

## 【3】保険料払込時に適用する為替レート

### 1．指定通貨でお払い込みいただく場合

●保険料は、原則、指定通貨でお払い込みいただきます。
円貨を指定通貨に交換する場合は、通貨交換時の為替レートが適用され、所定の**為替手数料のご負担が生じます。**

### 2．円貨でお払い込みいただく場合

●「円入金特約」を付加することにより、保険料を円貨でお払い込みいただけます。この場合、当社所定の「円入金特約の為替レート」が適用されます。この適用レートには**為替手数料が反映されています。**

参照　13ページ
Ⅲ．特約【1】円入金特約

参照　14 ページ
Ⅲ．特約【2】円支払特約

参照　15 ページ
Ⅲ．特約【3】円建上限額指定特約

# 【4】給付金など受取時に適用する為替レート

## 1．指定通貨でお受け取りいただく場合

●生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などの受取は、原則、指定通貨建となります。指定通貨を円貨に交換する場合は、通貨交換時の為替レートが適用され、所定の**為替手数料のご負担が生じます。**

## 2．円貨でお受け取りいただく場合

● 「円支払特約」を付加することにより、生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを円貨でお受け取りいただけます。この場合、当社所定の「円支払特約の為替レート」が適用されます。この適用レートには**為替手数料が反映されています。**

● 「円建上限額指定特約」を付加された場合、生存給付金・満期給付金は円貨でのお受け取りとなります。この場合、当社所定の「円建上限額指定特約の為替レート」が適用されます。この適用レートには**為替手数料が反映されています。**

# 【5】円入金特約・円支払特約・円建上限額指定特約を付加した場合の為替取引などのしくみ

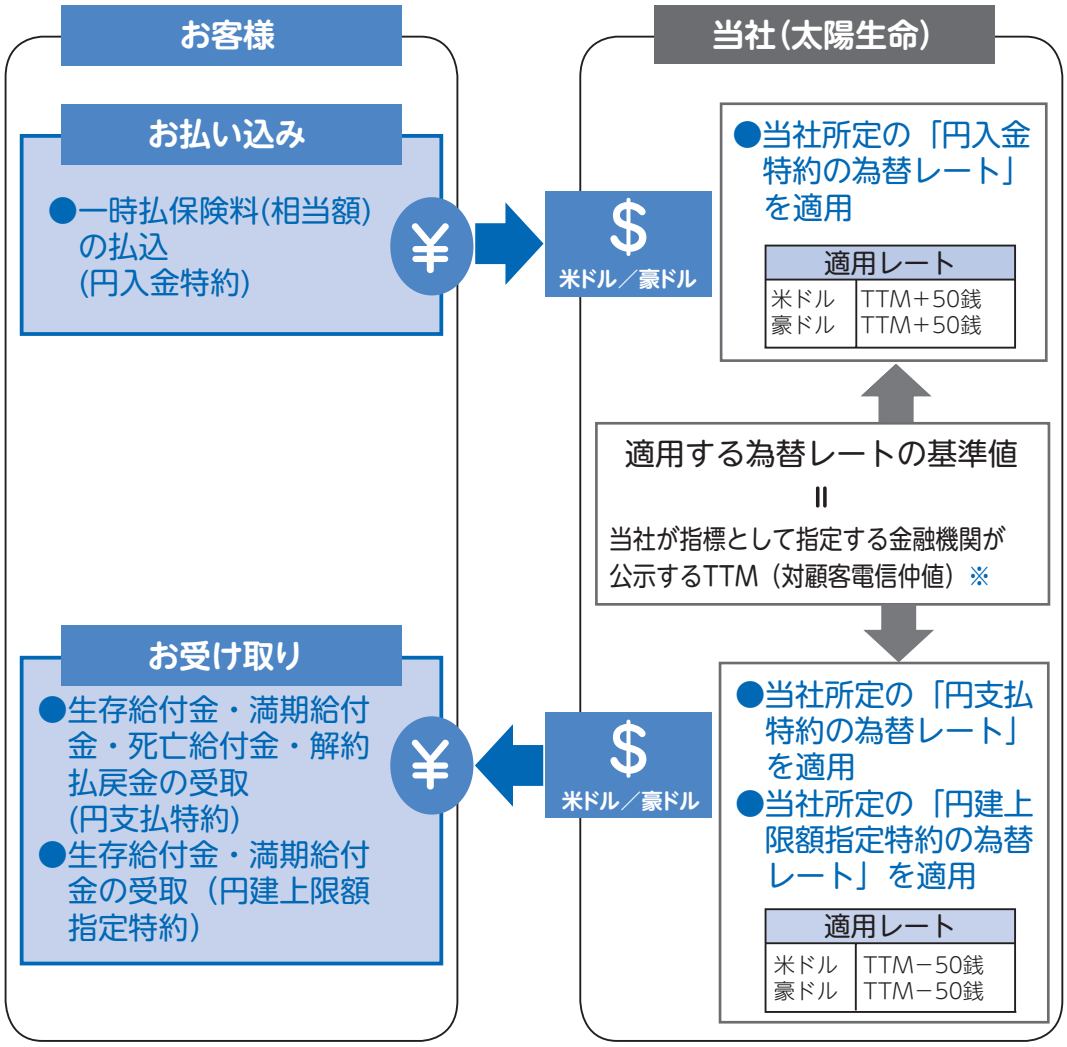


※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

●上記の適用レートは作成月現在のものであり、将来変更されることがあります。

参照 5ページ
Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項【2】為替リスクと自己責任原則

参照 13ページ
Ⅲ．特約【1】円入金特約【2】円支払特約【3】円建上限額指定特約

# 【6】この保険にかかる諸費用

**！この保険におけるご負担いただく諸費用についてご確認ください。**

**この保険にかかる費用は、「ご契約時の費用」・「ご契約の維持・管理に関する費用」・「外国通貨のお取扱いにより負担いただく費用」の合計額となります。**

## 1．ご契約時の費用

●ご契約の締結などにかかる費用であり、一時払保険料に6.0%を上限とする当社所定の割合を乗じた金額を一時払保険料から控除します。

※当社所定の割合については、予定利率、保険期間によって異なるため、表示しておりません。

## 2．ご契約の維持・管理に関する費用

●ご契約の維持・管理にかかる費用および給付金などをお支払いするための費用であり、ご契約後に定期的に責任準備金から控除します。

※費用については、保険期間によって異なるため、表示しておりません。

## 3．外国通貨のお取扱いにより負担いただく費用

●指定通貨と円貨を交換する場合は、所定の為替手数料がかかります。

●「円入金特約」・「円支払特約」・「円建上限額指定特約」を付加する場合、それぞれ、つぎのとおり当社所定の特約用の為替レートを適用します。この場合、適用する為替レート（適用レート）には**為替手数料が反映されており、当該手数料の負担が生じます。**

| 指定通貨 | 円入金特約の適用レート |
|---|---|
| 米ドル | TTM＋50銭 |
| 豪ドル | TTM＋50銭 |

| 指定通貨 | 円支払特約・円建上限額指定特約の適用レート |
|---|---|
| 米ドル | TTM－50銭 |
| 豪ドル | TTM－50銭 |

（各特約の適用レートは作成月現在のものであり、将来変更されることがあります。）

●保険料払込、生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などのお受取りを指定通貨で行う際には、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。

参照　13ページ
Ⅲ．特約【1】円入金特約【2】円支払特約【3】円建上限額指定特約

参照　5ページ
Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項【2】為替リスクと自己責任原則

※前頁の諸手数料は、金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

## 4．解約時の費用

●解約にかかる費用は「ご契約時の費用」として一時払保険料からご契約時に差し引いていますので、解約時に改めて解約控除はかかりません。

# Ⅱ．特長としくみ

## 【1】この保険の特長としくみ

### 1．特長

●この保険は指定通貨建の保険料一時払の生存給付金付特別養老保険です。通貨の種類は、米ドル・豪ドルのいずれかから、ご契約時に指定していただきます。
**指定した通貨を指定通貨といいます。**
**（※）ご契約後に指定通貨を変更することはできません。**

●被保険者が生存給付金支払日に生存しているとき、生存給付金をお支払いします。生存給付金支払日は、契約日および毎年の契約応当日です。また、被保険者が保険期間満了時に生存しているときには、満期給付金をお支払いします。
※生存給付金受取人と満期給付金受取人は同一人です。
※生存給付金と満期給付金を合わせた受取回数を5回、10回、15回、20回からご契約の際に選択できます。契約年齢（被保険者満年齢）によっては選択可能な受取回数は異なります。

●円建上限額指定特約を付加することで、生存給付金および満期給付金の円貨での上限額をあらかじめ指定できます。
※ご契約者と生存給付金受取人・満期給付金受取人が異なる場合には、必ず円建上限額指定特約を付加していただきます。

●被保険者が保険期間中に死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。

●予定利率は保険期間を通して一定であり、指定通貨建での生存給付金額・満期給付金額・死亡給付金額・解約払戻金額などは**ご契約時に確定します。**
※指定通貨建の生存給付金および満期給付金の合計額は、指定通貨建の一時払保険料（相当額）を下回ることはありません。

●一時払保険料（相当額）や生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などの金銭の授受は、**原則、指定通貨**で行います。
※円入金特約、円支払特約を付加することで、円貨でお支払いすることや、円貨でお受け取りいただくこともできます。
※円建上限額指定特約を付加された場合、生存給付金・満期給付金は円貨でのお受け取りとなります。

●医師による診査や健康状態・職業についての**告知なしでお申込みできます。**

●ご契約者は、契約後、当社所定の範囲で給付金などの受取人を変更することができます。

# 2．しくみ図

【イメージ】保険期間9年の場合

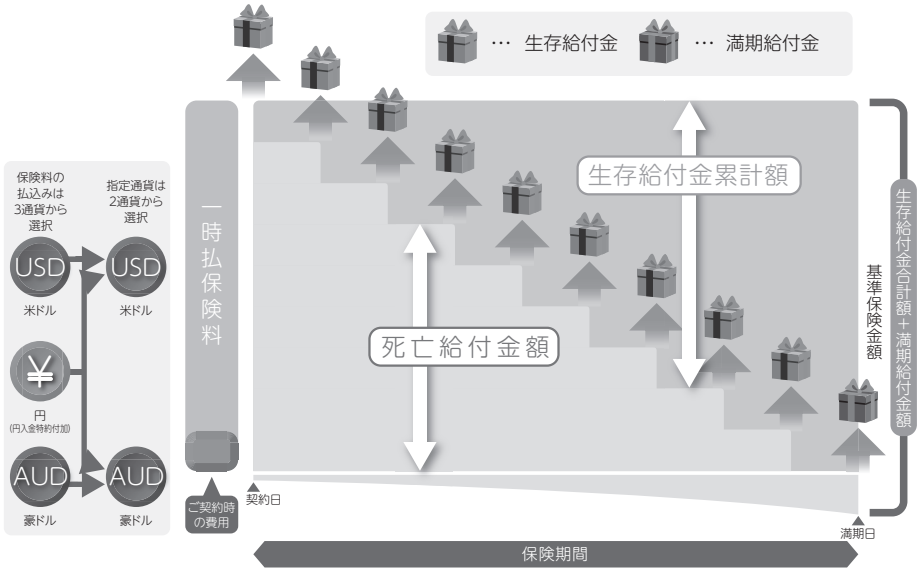

# Ⅲ．特約

## 【１】円入金特約

**●指定通貨建の一時払保険料を円貨で払い込みいただける特約です。**
●円貨により払い込まれた金額をもとに、指定通貨建の一時払保険料に換算して充当します。

### １．お申込み

●この特約は、主契約の申込と**同時に**お申込みください。

### ２．換算基準日および適用為替レート

●円貨から指定通貨への換算にあたっては、下表の換算基準日における当社所定の「円入金特約の為替レート」を適用します。この適用レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料のご負担が生じます。

| 項　目 | 内　容 | |
|---|---|---|
| 換算基準日（＊1） | 円貨による一時払保険料の当社受領日 | |
| 為替レート | 当社所定の「円入金特約の為替レート」を適用 | |
| 適用レート（＊2） | 米ドル | TTM（＊3）＋50銭 |
| | 豪ドル | TTM（＊3）＋50銭 |

（＊１）当社が指標として指定する金融機関が休業日となる場合は、受領日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
（＊２）当社所定の「円入金特約の為替レート」に適用するレートです。この適用レートは作成月現在のものであり、将来変更されることがあります。
（＊３）TTMとは、対顧客電信仲値であり、金融機関で外貨を売買する際の基準レートをいいます。当社が指標として指定する金融機関が公示する値となります。１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

# 【2】円支払特約

**●指定通貨建の生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを、円貨でお受け取りいただける特約です。**

## 1．お申込み

●この特約は、生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などをお受取りになる際にお申込みいただきます。なお、ご契約時に円建上限額指定特約を付加された場合、円建上限額指定特約が優先的に適用されます。
お申込みできる方は、お受取りになる種類によって異なります。

| 受取種類 | 申込できる方 | |
|---|---|---|
| 生存給付金 | 生存給付金受取人（＊1） | |
| 満期給付金 | 満期給付金受取人（＊1） | |
| 上限準備金 | 保険期間満了または解約された場合 | ご契約者 |
| | 被保険者が死亡した場合 | 死亡給付金受取人 |
| 死亡給付金 | 死亡給付金受取人 | |
| 解約払戻金 | ご契約者 | |

（＊1）生存給付金受取人と満期給付金受取人は同一人です。

## 2．換算基準日および適用為替レート

●指定通貨から円貨への換算にあたっては、下表の換算基準日における当社所定の「円支払特約の為替レート」を適用します。この適用レートには、**為替手数料が反映されており、当該手数料のご負担が生じます。**

| 項　目 | | 内　容 | |
|---|---|---|---|
| 換算基準日（＊2） | 生存給付金 | 契約日および毎年の契約応当日 | |
| | 満期給付金 | 保険期間満了日の翌日 | |
| | 上限準備金 | 保険期間満了の場合 | 保険期間満了日の翌日 |
| | | 死亡給付金とあわせて支払う場合 | 死亡給付金の換算基準日 |
| | | 解約払戻金とあわせて支払う場合 | 解約払戻金の換算基準日 |
| | 死亡給付金 | 当社所定の必要書類到着日（＊3） | |
| | 解約払戻金 | 当社所定の必要書類到着日（＊3）<br>（減額も同様） | |
| 為替レート | | 当社所定の「円支払特約」の為替レートを適用 | |
| 適用レート（＊4） | | 米ドル | TTM（＊5）－50銭 |
| | | 豪ドル | TTM（＊5）－50銭 |

（＊2）当社が指標として指定する金融機関が休業日の場合は、換算基準日直後に到来するその金融機関の営業日とします。

（＊3）当社所定の必要書類到着日とは、完備された書類が当社に到着した日をいいます。

（＊4）当社所定の「円支払特約の為替レート」に適用するレートです。この適用レートは作成月現在のものであり、将来変更されることがあります。

（＊5）TTM（対顧客電信仲値）とは、金融機関などで外貨を売買する際の基準レートをいいます。当社が指標として指定する金融機関が公示する値となります。1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

**！ご注意**

**●「円支払特約」にて、指定通貨建の生存給付金、満期給付金、死亡給付金、解約払戻金などを円貨でお受け取りいただく場合、為替レートの変動による影響を受けます（為替リスク）。**

**参照　5ページ**
Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項【2】為替リスクと自己責任原則

## 【3】円建上限額指定特約

●生存給付金、満期給付金について円建の上限額（以下、「円建上限額」）を設定し、円貨でお受け取りいただく特約です。

●ご契約者と生存給付金受取人・満期給付金受取人が異なる場合には、必ず付加していただきます。なお、ご契約者と生存給付金受取人・満期給付金受取人が同一人の場合には、付加することができません。

## 1．お申込み

●この特約は、ご契約者が主契約の申込みと同時にお申込みください。
※円建上限額は、ご契約者が当社所定の範囲内で設定できます。
※ご契約者は、設定した円建上限額を保険期間中であれば当社所定の範囲内で変更できます。

## 2．換算基準日および適用為替レート

●指定通貨から円貨への換算にあたっては、下表の換算基準における当社所定の「円建上限額指定特約の為替レート」を適用します。この適用レートには、**為替手数料が反映されており、当該手数料のご負担が生じます。**

| 項　目 | 内　容 | | |
|---|---|---|---|
| 換算基準日（＊1） | 生存給付金 | 契約日および毎年の契約応当日 | |
| | 満期給付金 | 保険期間満了日の翌日 | |
| 為替レート | | 当社所定の「円建上限額指定特約」の為替レートを適用 | |
| 適用レート（＊2） | | 米ドル | TTM（＊3）－50銭 |
| | | 豪ドル | TTM（＊3）－50銭 |

（＊1）当社が指標として指定する金融機関が休業日の場合は、換算基準日直後に到来するその金融機関の営業日とします。

（＊2）当社所定の「円建上限額指定特約の為替レート」に適用するレートです。この適用レートは作成月現在のものであり、将来変更されることがあります。

（＊3）TTM（対顧客電信仲値）とは、金融機関で外貨を売買する際の基準レートをいいます。当社が指標として指定する金融機関が公示する値となります。1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

**！ご注意**

**●「円建上限額指定特約」にて、指定通貨建の生存給付金・満期給付金を円貨でお受け取りいただく場合、為替レートの変動による影響を受けます（為替リスク）。**
**●円建上限額指定特約では、円換算後の生存給付金額・満期給付金額が円建上限額に満たない場合、指定通貨建の「上限準備金」を円換算してその不足額に充当します。したがって、上限準備金は為替レートが契約時よりも円高で推移したときに支払われる傾向があります。（ご契約者が設定される円建上限額などにより異なります。）また、保険期間の途中で引き出すことはできません。**

# 3．お支払いなどに関して

**【お支払いに関して】**

＜保険期間中の毎年の契約応当日＞

| 項　目 | 支払額 |
|---|---|
| 生存給付金を円換算した金額が円建上限額以上の場合 | 円建上限額（＊1） |
| 生存給付金を円換算した金額が円建上限額未満の場合 | （1）上限準備金がある場合<br>生存給付金を円換算した金額と上限準備金を円換算した金額の合計額<br>※ただし、円建上限額を上限とする。（＊2）<br>（2）上限準備金がない場合<br>生存給付金を円換算した金額 |

＜保険期間満了のとき＞

| 項　目 | 支払額 |
|---|---|
| 満期給付金を円換算した金額が円建上限額以上の場合 | 円建上限額（＊3） |
| 満期給付金を円換算した金額が円建上限額未満の場合 | （1）上限準備金がある場合<br>満期給付金を円換算した金額と上限準備金を円換算した金額の合計額<br>※ただし、円建上限額を上限とする。（＊3）<br>（2）上限準備金がない場合<br>満期給付金を円換算した金額 |

（＊1）生存給付金を円換算した金額が円建上限額を超える場合、生存給付金の円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、指定通貨に換算し、上限準備金として当社所定の利率により積み立てます。

（＊2）円建上限額を超える部分の上限準備金は、指定通貨に換算して当社所定の利率により積み立てます。

（＊3）円建上限額を超える部分の上限準備金は指定通貨に換算してご契約者にお支払いします。なお、円支払特約を付加することで円貨でお受け取りいただけます。

●解約または被保険者が死亡した場合に上限準備金があるときは、解約払戻金または死亡給付金に上限準備金を加えた額をお支払いします。

**！ご注意**

**●円建上限額指定特約は中途付加のお取り扱いはありません。またこの特約のみのご解約はできません。**

# 【4】指定代理請求特約

●指定代理請求特約を付加した場合、生存給付金・満期給付金受取人が被保険者であり、かつ被保険者である生存給付金・満期給付金受取人が生存給付金・満期給付金を請求できないつぎのような特別な事情（＊）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が生存給付金・満期給付金を請求できます。**

（＊）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により生存給付金・満期給付金の請求を行う意思表示が困難であること　　など

| 代理請求の対象となる<br>生存給付金・満期給付金 | 指定代理請求人の範囲 |
|---|---|
| ・被保険者である生存給付金・満期給付金受取人が受け取る生存給付金・満期給付金 | 生存給付金・満期給付金の請求時点において、つぎのいずれかに該当する１名の方<br>(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族<br>(2) 被保険者と同居または生計を一にしている（1）以外の方（＊）<br>(3) 被保険者の療養看護に努める方または被保険者の財産管理を行っている方（＊）<br>(4) (2) および (3) に掲げる方と同等の特別な事情がある方（＊） |

（＊）生存給付金・満期給付金の請求時点において、当社所定の書類などによりその事実が確認でき、かつ、生存給付金・満期給付金の受取人のために請求すべき相応の理由があると当社が認める方にかぎります。

・この特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、この保険契約の指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
・この特約は、中途付加することができます。
・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
・指定代理請求人は、生存給付金・満期給付金の請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
・指定代理請求人からご請求いただく場合、当社所定の請求書や生存給付金・満期給付金の支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類をご提出いただきます。

**！ご注意**

●指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者である生存給付金・満期給付金受取人が生存給付金・満期給付金を請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。

# Ⅳ. 給付金などの請求

## 【1】給付金などの請求方法

### 1. ご請求手続きの流れ

●死亡給付金などの支払事由が生じた場合には、まずは太陽生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

●第1回目の生存給付金については、保険契約のお申込みの際または契約成立後に、第2回目以降の生存給付金（満期給付金含む）については、お支払いの時期が近づいた際に、当社より契約者と生存給付金受取人へご案内を送付します。なお、生存給付金（満期給付金含む）のご請求については契約内容の変更がなければお手続は不要です。

●死亡給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

※指定代理請求特約を付加された場合、指定代理請求人が生存給付金・満期給付金を請求できます。

参照　18ページ
Ⅲ. 特約【4】指定代理請求特約

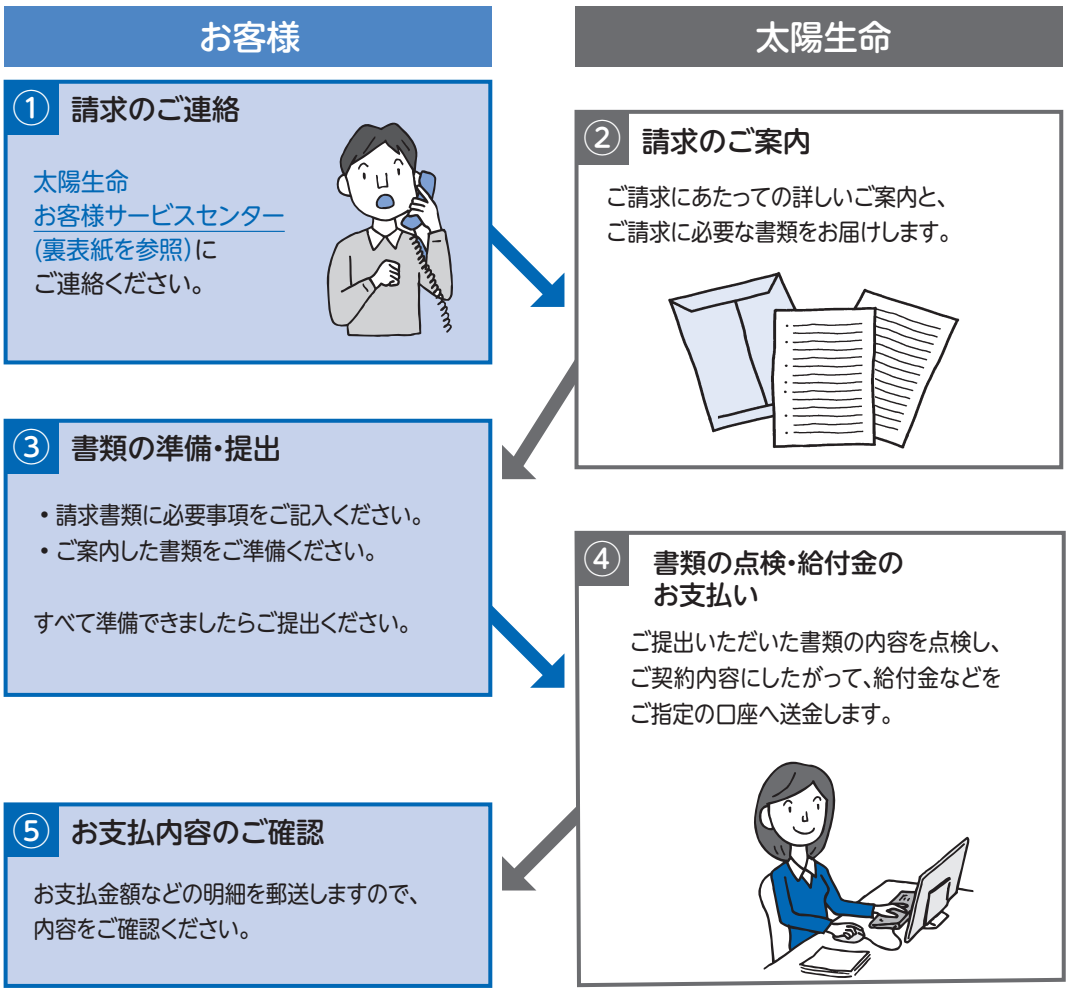

**！ご注意**

●生存給付金は、毎年、生存給付金受取人に受け取っていただく必要があります（お受け取りいただかずに据え置いておくことはできません）。

## 2．ご連絡をいただく前の確認

●「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」をご用意ください。
●ご契約の保障内容にご不明な点がありましたら、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

## 3．請求書類について

●請求内容によっては、医師の死亡証明書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。**これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。**

## 4．お支払いできない場合

●死亡給付金の支払事由に該当しても免責事由に該当した場合など、死亡給付金などをお支払いできない場合があります。
※詳しくは、「給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

参照　25 ページ
Ⅵ．給付金などをお支払いできない場合

## 5．お支払いなどのご確認について

●給付金などのご請求に関し、当社で委託した業務士がご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・給付金受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。

## 6．給付金などの支払時期について

●生存給付金・満期給付金は、給付金支払日、または請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して5営業日（＊2）以内にお支払いします。
ただし、保険契約が成立する前に請求書類が当社に到着した場合は、保険契約の成立した日を請求書類が当社に到着した日として取り扱います。
●死亡給付金は、請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して5営業日（＊2）以内にお支払いします。
●ただし、当社に提出された書類だけでは給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。
これらの期間を経過して給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

（＊1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）
・土曜日・日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・12月30日から翌年１月４日まで

| 給付金をお支払いするための確認などが必要な場合 | | 支払期限 |
|---|---|---|
| (1)給付金をお支払いするための確認が必要な場合 | ・支払事由発生の有無の確認が必要なとき<br>・免責事由に該当する可能性があるとき<br>・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき | 45日以内 |
| (2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合 | ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面などの方法に限定される照会 | 60日以内 |
| | ・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会 | 90日以内 |
| | ・研究機関などの専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定<br>・保険契約者、被保険者、給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などで明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会 | 120日以内 |
| | ・日本国外における調査 | 150日以内 |
| | ・災害救助法が適用された地域における調査 | 180日以内 |

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を給付金の請求者に対してご連絡します。
※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・給付金受取人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったときは、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は給付金などのお支払いはいたしません。
※詳しくは、約款の「給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

参照　56 ページ
普通保険約款第７条

●お支払いに関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

**太陽生命お客様サービスセンター**
TEL：**０１２０－９７－２１１１**（通話無料）
受付時間　月曜～金曜　９：00～18：00
土曜・日曜　９：00～17：00
（祝日・年末年始（12/30～１/４）は休業します）

## ７．給付金などの請求に関して訴訟となった場合

●給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

参照　60 ページ
普通保険約款第 29 条

**！ご注意**

**●時効について**

給付金・解約払戻金などを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照　60 ページ
普通保険約款第 28 条

# Ⅴ．給付金などのお支払い

## 【１】主契約の保障内容

●被保険者が保険期間中に死亡したときに死亡給付金を、毎年の生存給付金支払日に生存しているときに生存給付金を、保険期間満了時に生存しているときに満期給付金を、原則、指定通貨でお支払いします。

### １．死亡給付金

| 支払事由 | お支払いする金額 | 受取人 |
|---|---|---|
| 被保険者が保険期間中に死亡したとき | 死亡給付金額<br>（※1） | 死亡給付金受取人 |

（※1）死亡給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。

一時払保険料＋（基準保険金額（※2）－一時払保険料）×（経過月数／保険期間）－生存給付金支払合計額

（※2）基準保険金額とは、生存給付金合計額と満期給付金額の合計額です。

● **「円支払特約」を付加している場合**
・円貨で死亡給付金をお受け取りいただけます。この場合、指定通貨を円貨に換算するときには、当社所定の為替レートを適用します。
● **「円建上限額指定特約」を付加している場合**
・上限準備金がある場合は、これを加えた円換算額を死亡給付金受取人にお支払いします。

「円支払特約」「円建上限額指定特約」の詳しい内容については、「Ⅲ．特約」の「【２】円支払特約」「【３】円建上限額指定特約」をご覧ください。

### ２．生存給付金・満期給付金

| 名称 | 支払事由 | お支払いする金額 | 受取人 |
|---|---|---|---|
| 生存給付金 | 被保険者が保険期間中の毎年の生存給付金支払日（※3）が到来した時に生存しているとき | 生存給付金額<br>（単位生存給付金額） | 生存給付金受取人 |
| 満期給付金 | 被保険者が保険期間満了時に生存しているとき | 満期給付金額<br>（単位生存給付金額） | 満期給付金受取人 |

（※3）生存給付金支払日とは、契約日および毎年の契約応当日です。

●**死亡給付金の支払事由が発生していたにもかかわらず、生存給付金が支払われていた場合**

・死亡給付金からその生存給付金を差し引いてお支払いします。

●**「円支払特約」を付加している場合**

・円貨で生存給付金・満期給付金をお受け取りいただけます。この場合、指定通貨を円貨に換算するときには、当社所定の為替レートを適用します。

●**「円建上限額指定特約」を付加している場合**

・生存給付金・満期給付金についてあらかじめ円建の上限額を設定し、円貨でお受け取りいただけます。この場合、指定通貨を円貨に換算するときには、当社所定の為替レートを適用します。

※「円支払特約」「円建上限額指定特約」の詳しい内容については、「Ⅲ.特約」の「【2】円支払特約」「【3】円建上限額指定特約」をご覧ください。

## ！ご注意

●給付金などの額は、指定通貨建で計算されます。そのため、円貨に換算した場合の金額は、**為替レートの変動による影響を受けます（為替リスク）。**指定通貨を円貨に交換する際には、為替手数料も必要になります。

また、給付金などを指定通貨でお受取りになる際には、取扱金融機関によっては引出手数料などの諸費用が別途必要となる場合があります。

（※）上記の為替手数料、諸費用は金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

**参照　5ページ**
Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項【2】為替リスクと自己責任原則

# Ⅵ. 給付金などをお支払いできない場合

## 【1】給付金などをお支払いできない場合

●給付金などのお支払いは、約款の規定にもとづいてお取扱いしますが、つぎのように給付金などをお支払いできない場合があります。

### 1．支払事由に該当しても死亡給付金をお支払いできない場合

●約款に規定されたつぎの**免責事由**に該当された場合は、死亡給付金をお支払いできません。

| 名称 | 免責事由 |
|---|---|
| 死亡給付金 | ・責任開始日から起算して２年以内の自殺（＊１）<br>・死亡給付金受取人の故意（＊２）<br>・戦争その他の変乱（＊３） |

（＊１）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、死亡給付金をお支払いすることがありますので、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

（＊２）被保険者を死亡させた受取人が死亡給付金の一部の受取人である場合は、死亡給付金の残額を他の受取人にお支払いし、お支払いしない部分の（当社の定める方法により計算した）責任準備金（死亡給付金を上回る場合は死亡給付金額）はご契約者の法定相続人にお支払いします。

（＊３）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、死亡給付金の全部または一部をお支払いすることがあります。

参照　57 ページ
普通保険約款第 10 条

### 2．重大事由による解除の場合

●重大事由による解除により、給付金をお支払いしない場合の例は、つぎのとおりです。

①ご契約者・死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき

②給付金の請求に関して給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、給付金の受取人が、反社会的勢力（＊１）に該当すると認められるとき、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊２）を有していると認められるとき

④ご契約者・給付金の受取人が他の保険会社などと締結している保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなど、上記①～③と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、給付金の支払事由が生じたときは、当社は給付金をお支払いしません（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金の受取人が複数の場合、給付金のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払い

することとなっていた給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)。当社は、すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

(＊1) 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(＊2) 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは死亡給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

### 3．詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、給付金をお支払いしない場合の例は、つぎのとおりです。
・ご契約の締結に際して、ご契約者・給付金受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
・給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

## 【2】お支払いできない場合の事例

●給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】給付金などをお支払いできない場合」にあてはまるときは給付金などをお支払いできないことがあります。

### 事例　死亡給付金のお支払い（自殺による免責）

| | お支払いする場合 | お支払いできない場合 |
|---|---|---|
| 事例 | 被保険者が責任開始日（契約日）から３年後に自殺をされたとき | 被保険者が責任開始日（契約日）から１年後に自殺をされたとき |
| 解説 | 死亡給付金の免責事由に該当しないため、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。 | 死亡給付金の免責事由の「責任開始日（契約日）から起算して２年以内の自殺」に該当するため、死亡給付金をお支払いしません。 |

# Ⅶ. お申込みに際して

## 【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

## 【2】生命保険募集人の権限

●生命保険募集人（募集代理店の担当者）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
●ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

## 【3】ご契約にお申込みの際の留意事項

●お申込みの契約内容について、ご契約者（＝被保険者）ご自身が申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。
●この保険は、保険料の払込方法を「金融機関などの当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法」に限定しておりますので、一時払保険料（相当額）は、当社指定の口座にお振込みください。

**！ご注意**

●生命保険募集人による保険料の受領はお取扱いしません。
●当社からは領収証を発行しませんので、金融機関から発行される振込金受領書を保管してください。

## 【4】健康状態・職業の告知

●この保険においては、**医師による診査や健康状態・職業についての告知は不要であり、告知義務はありません。**

## 【5】保障の開始時期（責任開始期）

●お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料（相当額）を受領した時から、保障を開始します。
なお、一時払保険料（相当額）は、太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した時に受領したものとして取り扱います。

●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。
・一時払保険料相当額を受領後に、太陽生命が保険契約の引受を承諾したとき

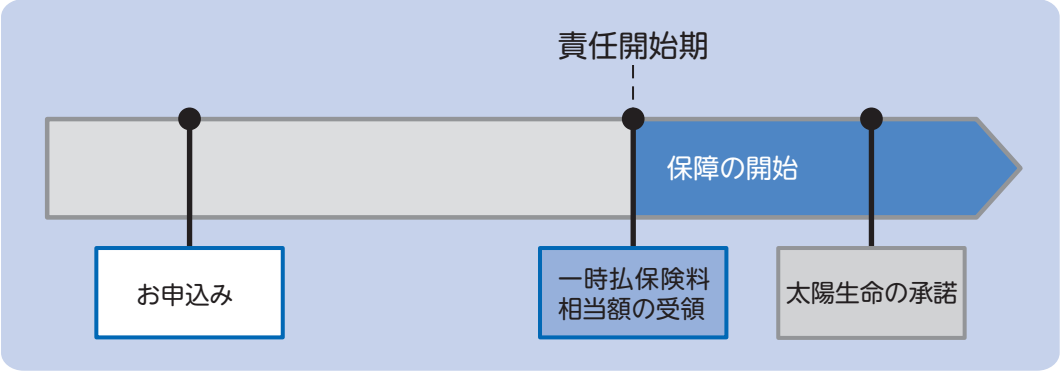


・太陽生命が保険契約の引き受けを承諾した後に、一時払保険料を受領したとき

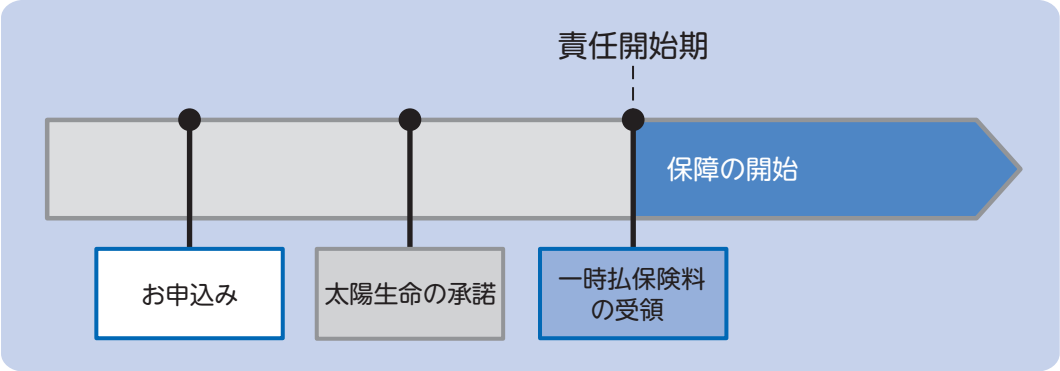


参照　55 ページ
普通保険約款第３条

## 【6】保険証券について

●ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。
保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
●保険証券は、その後の契約内容の変更など各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失などされませんよう大切に保管願います。

## 【7】契約確認

●当社では委託した業務士などが、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容などについてご確認させていただく場合があります。

## 【8】クーリング・オフ制度（ご契約の申込みの撤回・ご契約の解除）

●生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いします。
●お申込者またはご契約者**（以下「お申込者など」といいます）**は、**つぎのいずれか遅い日**から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除**（以下「申込みの撤回など」といいます）**をすることができます。

①「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」（＊１）の交付日
②保険契約の申込日
③一時払保険料（相当額）が当社指定の口座に振込まれ着金した日

（＊１）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第１項第１号に定める書面になります。

●お申込みの撤回等は、書面またはホームページによるお申出方法があります。
●申込みの撤回などを行った場合の返還金は、太陽生命に一時払保険料（相当額）としてお払い込みいただいた通貨となります。
したがって、**円入金特約の付加有無**により、クーリング・オフに伴いご返還する通貨が異なります（円入金特約を付加しない場合は、指定通貨（外貨）でのご返還となります）。詳細は「円入金特約」をご確認ください。

| | 保険料のお払い込み時の通貨 | クーリング・オフに伴いご返還する通貨 |
|---|---|---|
| 円入金特約を付加している場合 | 円貨（＊2） | 円貨（＊4） |
| 円入金特約を付加しない場合 | 指定通貨（外貨）（＊3） | **指定通貨（外貨）**（＊5） |

（＊2）円入金特約付加に伴う所定の費用（通貨の換算に関する費用）が発生します。

（＊3）金融機関代理店などで円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。
また、お客さまの口座から太陽生命指定の口座へ送金するための、所定の手数料が発生することがあります。

（＊4）円貨でお払い込みいただいた一時払保険料（相当額）と同額を円貨で返還いたします。

（＊5）指定通貨（外貨）でお払い込みいただいた一時払保険料（相当額）と同額を指定通貨（外貨）で返還いたします。
ただし、指定通貨（外貨）でのご返還となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店などで指定通貨（外貨）に両替した場合）、以下により、返還金が円貨ベースでは**元本割れすることがあります。**

・円貨から指定通貨（外貨）への両替に係る金融機関所定の手数料
・指定通貨（外貨）から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
・送金および着金にかかわる金融機関所定の手数料
・為替差損（益）

●お申込みの撤回などを行った場合、生存給付金はお支払いできません。生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、以下のとおり取り扱います。

**お申込者と生存給付金受取人が同一人の場合**

一時払保険料（相当額）からすでにお支払いした生存給付金を差し引いて（相殺して）お申込者にお返しいたします（生存給付金の支払通貨と一時払保険料（相当額）の払込通貨が異なる場合は、支払済の生存給付金を生存給付金支払日の為替レート（TTM）で保険料払込通貨に換算し、一時払保険料（相当額）から差し引いてお申込者にお返しします）。

**お申込者と生存給付金受取人が別人の場合**

太陽生命が生存給付金受取人にお支払いした生存給付金は、生存給付金受取人から太陽生命に全額お返しいただきます。なお、特段のお申し出がない場合は、太陽生命が生存給付金受取人にお支払いした生存給付金を生存給付金受取人からお申込者にお返しいただくことを前提に、太陽生命は一時払保険料からすでにお支払いした生存給付金を差し引いて（相殺して）お申込者にお返しいたします（生存給付金の支払通貨と一時払保険料（相当額）の払込通貨が異なる場合は、支払済の生存給付金を生存給付金支払日の為替レート（TTM）で保険料払込通貨に換算し、一時払保険料（相当額）から差し引いてお申込者にお返しします）。お申込者は、生存給付金受取人から生存給付金受取人が受領した指定通貨建の生存給付金を返還していただいてください。この場合、太陽生命は生存給付金受取人に対して、生存給付金をお返しいただく請求は行いません。

●太陽生命はお申込者などに対し、お申込みの撤回などに伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

●お申込みの撤回などの書面の発信時または当社ホームページからの送信時に死亡給付金の支払事由が生じている場合には、申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、申込みの撤回などの書面の発信時または当社ホームページからの送信に、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知ってい

る場合を除きます。

■書面によるお申出方法

●お申込みの撤回などは、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書（＊6）・はがき）により太陽生命契約課あてに、【書面に記載いただく事項】の【記入例】を参考にご記入のうえ、発信してください。

**【書面に記載いただく事項】**
①申込みの撤回などをする旨の意思表示
②取扱代理店名（金融機関名・支店名）
③申込日
④お申込者などの住所・電話番号（日中連絡先）・氏名（自署）
⑤返金先口座（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義人（＊7））
⑥申込番号、その他特段のお申し出がある場合はその旨、記載してください。
例）複数件を同時にお申込みの場合で、申込みの撤回などをするご契約を限定したい場合
＊ 記載のない場合、複数件同時にお申込みいただいたご契約すべてを撤回するものとします。

（＊6）個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

（＊7）返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。保険料を指定通貨建の通貨（米ドルまたは豪ドル）でお払い込みの場合は、指定通貨の口座をご記入のうえ、口座名義人は**カタカナおよびアルファベットの両方**をご記入ください。

**【記入例】**
①申込みの撤回を行います。
②○○銀行・○○支店
③2020年○月○日
④東京都中央区○○町○○
03-○○○-○○○○
090-○○○○-○○○○
太陽　太郎
⑤○○銀行　○○支店　普通△△△△△△△
口座名義人　タイヨウ　タロウ TAIYO TARO
⑥**申込番号：○○○○M567892**
**○○○○M567893**
を撤回します。

**【書面送付先】**
〒103-6031　東京都中央区日本橋2-7-1
太陽生命保険株式会社　契約課　行

■太陽生命ホームページからのお申出方法

●当社ホームページからのお申込みの撤回などは、クーリング・オフ受付フォームより必要項目を入力のうえ送信してください。送信時に効力が生じます。

**！ご注意**

●つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
①債務履行の担保のための保険契約
②既存の保険契約の内容変更（単位生存給付金額の減額など）に関する取扱い

●指定通貨でお返しした一時払保険料（相当額）を円貨に交換する場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お返し時の為替レートにより円換算した金額がお払込時の為替レートにより円換算した金額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります（為替リスク）。**通貨交換に際しては、為替手数料も必要になります。また、取扱金融機関によっては、送金手数料などの諸費用が別途必要となる場合があります。

（※）上記の為替手数料、諸費用は金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

## 【9】新たな保険契約への乗換え

現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、つぎの事項にご留意ください。

**●現在ご契約の保険契約を解約・減額する際の留意事項**

・解約・減額したご契約をもとに戻すことはできません。
・解約・減額した場合の解約払戻金は、多くの場合、払込保険料より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約・減額されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
・解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べ、配当金が少なくなることがあります。また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うなど、ご契約者にとって不利益となる場合があります。

**●新たな保険契約を申し込む場合の注意事項**

・新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在ご契約の保険契約と異なることがあります。
・新たな保険契約の責任開始期の属する日（契約日）から起算して２年以内に被保険者が自殺した場合などは、死亡給付金をお支払いしません。

## 【10】元本欠損（お受取額と一時払保険料との関係）

●この保険の一時払保険料は、その一部を死亡給付金のお支払いや生命保険の運営に必要な経費などにあてます。**ご契約後の一定期間内に解約された場合、解約払戻金と解約されるまでにお支払いしている生存給付金を合計した金額は、一時払保険料より少ない金額となります。**

●為替レートは日々変動していますので、指定通貨建の生存給付金・満期給付金・

死亡給付金・解約払戻金などをお受取時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

●為替レートの変動がない場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、円換算した受取金額が、お払い込みいただいた円換算の一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

## 【11】個人情報のお取扱いについて

●当社は、お客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

**詳しくは、「契約締結前交付書面」（契約概要/注意喚起情報）または当社ホームページをご確認ください。**

①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取り扱いの詳細については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp）をご覧ください。

**！ご注意**

●上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

## 【12】本人特定事項等の確認

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結などの際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っています。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

# 【13】他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

## 1．「支払査定時照会制度」について

**保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。**

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続にしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続にしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

**【相互照会事項】**
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社のホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf）をご確認ください。

## ２．保有個人データの共同利用について

**当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。**

### １．Ｔ＆Ｄ保険グループ各社

当社ならびにＴ＆Ｄ保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ
(1)株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス の株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報
(2)Ｔ＆Ｄ保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況そ

の他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的
(1)の個人データ
(A)株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス の株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および 株主管理
(B)その他上記に関連・付随する業務
(2)の個人データ
(A) Ｔ＆Ｄ保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
(B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）
(C) Ｔ＆Ｄ保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供
(D) Ｔ＆Ｄ保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実
(E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスならびに株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社

●管理責任者
太陽生命保険株式会社
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html
Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社
https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01
Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
https://www.tdasset.co.jp/company/about/
ペット＆ファミリー損害保険株式会社
https://www.petfamilyins.co.jp/company/overview/

※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

**2．株式会社太陽生命少子高齢社会研究所**

●共同して利用する個人データ
(1)太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払に関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
(2)その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲
太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的

(1)当社商品・サービスの充実
(2)その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所及び代表者の氏名
太陽生命保険株式会社
代表者名および住所は以下のリンク先を参照願います。
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

●共同利用者における個人データの取扱
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。　https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

## 【14】当社の組織形態および株式会社の運営について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

## 【15】「生命保険契約者保護機構」について

**当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。**
保護機構の概要は、以下のとおりです。
●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定

特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（＊4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（＊2）破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率
＝90%－{(過去５年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（＊3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（＊4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

## ●仕組みの概略図

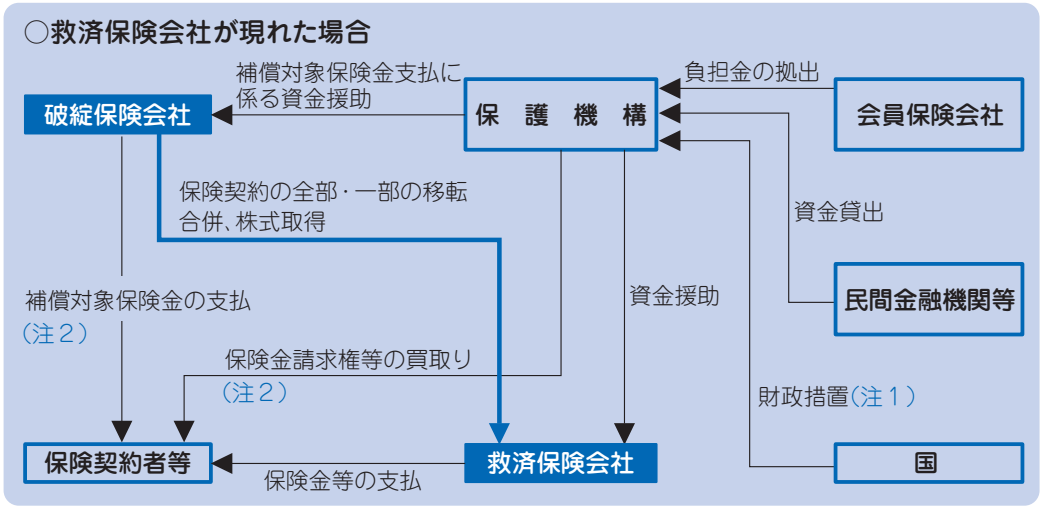


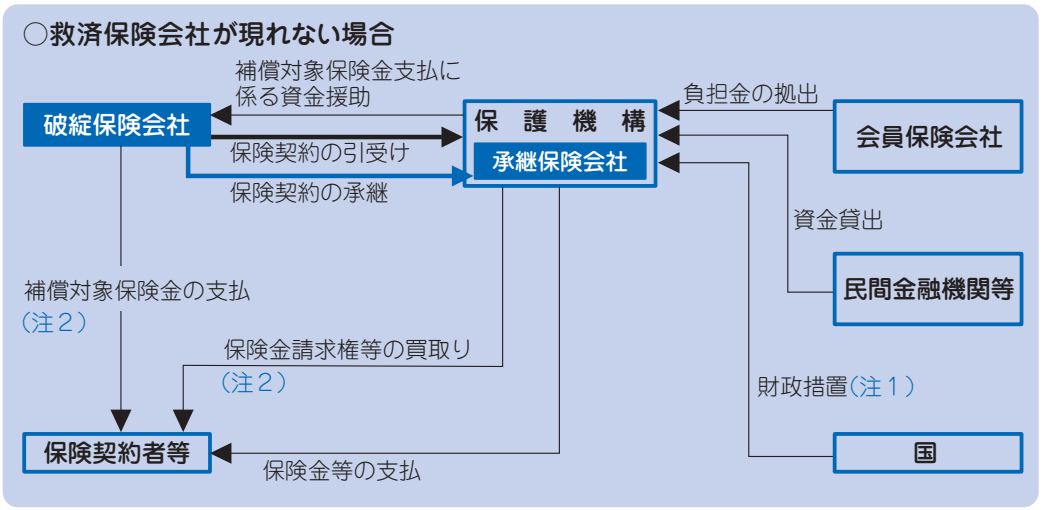


（注１）上記の「財政措置」は、令和９年(2027年)３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（＊２）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL０３－３２８６－２８２０
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

# 【16】「FATCA（ファトカ）」（外国口座税務コンプライアンス法）

2014年７月より、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」による確認手続きが開始されています。FATCAとは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客様が米国納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明（※１）にもとづき、お客様が生命保険契約のお申込みをする際などに米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っております。

（※１）国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明（2013年６月発表）

## FATCA におけるお客様への確認手続きについて

**１．FATCAの確認手続きとは？**

当社では、お客様が所定の米国納税義務者（米国籍保有者・米国居住者）であるかを確認するため、生命保険契約のお申込み時に、つぎのお手続きをお願いしております。
①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。
②お客様が所定の米国納税義務者である場合、米国納税者番号を書類（様式W－９）へご記入のうえ、米国内国歳入庁への「報告に関する同意書」に自署いただきます。

**２．所定の米国納税義務者とは？**

所定の米国納税義務者とは、米国税法上の納税義務がある米国籍保有者、米国居住者（※２）です。
（※２）米国での滞在期間が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の３分の１に相当する日数と、前々年の日数の６分の１に相当する日数も加算します。
また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

**３．契約成立後にFATCAによるご確認手続きが必要となるケースは？**

ご契約が成立した後も、主につぎの場合に確認手続きが必要となります。
①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等
②米国への移住など、ご契約者の状況が変化した場合（※３）
（※３）ご契約期間中に、渡米等により所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、太陽生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

**４．FATCAの確認手続きに応じていただけない場合は？**

FATCAの確認手続きに応じていただけない場合、また米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。
また、ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時であれば、米国内国歳入庁の要請により、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとなっています。

◆FATCAにもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、FATCA上の目的にのみ使用します。

# 【17】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日より、一定の生命保険契約へのお申込みをする際などに、お客様の氏名・住所、居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられております。
生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。

### 1．届出書の提出とは？

当社では、生命保険契約のお申込み時につぎの届出をお願いしております。
①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。
②お客様が外国納税義務者である場合、納税義務を有する居住地国、納税者番号等を届出書にご記入のうえご提出いただきます。

### 2．税法上の居住地国とは？

税法上の居住地国とは、以下の ①および ②のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。
①日本に住所等を有する方は日本（※４）
②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により所得税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国（※４）
（※４）上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

### 3．契約成立後に届出書の提出が必要となるケースは？

ご契約が成立した後も、主につぎの場合に届出書のご提出が必要となります。
①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等
②税法上の居住地国に異動があった場合（※５）
（※５）ご契約期間中に居住地国に異動があった場合は、その変更になった日から３ヶ月を経過する日までに当社に変更後の届出書を提出いただく必要があります。
変更がある場合は太陽生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

### 4．届出書の提出に応じていただけない場合は？

届出書の提出に応じていただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。また、届出書に虚偽の申告をおこなった場合、お客様には罰則が科せられる可能性があります。

◆「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、同制度の目的にのみ使用します。

# 【18】外国政府等において重要な公的地位にある方について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正にともない、2016年10月1日より、外国政府等において重要な公的地位にある方（または過去にその地位にあった方）および、そのご家族の方とのお手続きに際しまして、本人確認書類等を追加でご提示いただくこと、また、取引金額が200万円を超える場合は資産・収入状況について書類での確認が必要となりました。
つきましては、生命保険契約のお申込みにあたり、お客様がいずれかに該当するか確認させていただいております。

| 1．外国政府等において重要な公的地位にある方とは？ |
| --- |
| 外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方　など |

◆「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、当法令上の目的にのみ使用します。

# Ⅷ．ご契約後のお取扱いなど

## 【1】急な資金がご入用のときの貸付（契約者貸付）制度

●この保険には、**「契約者貸付制度」のお取扱いはありませんのでご注意ください。**

## 【2】契約内容の変更

次の契約内容の変更をされるときは、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）に連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

### 1．単位生存給付金額の減額

●保険期間中であれば当社所定の範囲内で単位生存給付金額を減額することができます。
●単位生存給付金額の減額を行った場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。

## 【3】ご契約者・受取人の変更、住所などの変更、保険証券紛失・盗難

### 1．ご契約者・給付金の受取人の変更

**●ご契約者の変更**
・**この保険においては、ご契約者の変更はできません。**

**●死亡給付金受取人の変更**
・ご契約者（＝被保険者）は、通知により死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに死亡給付金を変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は死亡給付金をお支払いしません。

**●生存給付金受取人の変更**
・ご契約者（＝被保険者）は、通知により生存給付金受取人を当社所定の範囲で変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに生存給付金を変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は生存給付金をお支払いしません。

※満期給付金受取人は生存給付金受取人と同一人となるため、生存給付金受取人を変更する

と、満期給付金受取人も変更となります。

※給付金の受取人を変更する場合は、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、当社所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

●ご契約者（＝被保険者）は、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者（＝被保険者）が死亡した後、ご契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

**お願い**

●死亡給付金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
・新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをお願いします。
・死亡給付金受取人が死亡された時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡給付金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

（例）
保険契約者・被保険者　Aさん（夫）　　死亡給付金受取人　Bさん（妻）

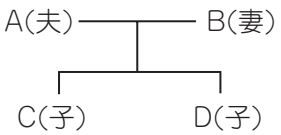


Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合
↓
Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡給付金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

**！ご注意**

●死亡給付金受取人の変更について
・死亡給付金の支払事由発生後の受取人の変更はできません。
●給付金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
（税法上の取扱いについては、「Ⅸ．税金」をご覧ください。）

参照　49 ページ
Ⅸ．税金

## 2．指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

●ご契約者（被保険者）は、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）に連絡のうえ、所定の請求書類などを太陽生命まで郵送によりご提出ください。

参照　71 ページ
指定代理請求特約第3条

### 3．住所などの変更、ご契約者などの改姓・改名、保険証券紛失・盗難の場合のお手続き

●つぎのような場合には、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
・ご契約者（被保険者）または生存給付金受取人などが、転居、住居表示の変更などにより、住所・電話番号が変更されたとき
・ご契約者（被保険者）または生存給付金受取人などが、改姓または改名されたとき
・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

●当社ホームページにおいても、つぎのお手続きなどが可能です。
・住所の変更　・保険証券の再発行　・指定代理請求特約の中途付加
なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

## 【4】ご解約と解約払戻金

### 1．解約について

●この保険の解約はいつでもできますが、ご契約いただいたこの保険は、ご家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また年齢によってはご加入いただけない場合があります。

### 2．解約払戻金について

●この保険を解約された場合、ご契約時にあらかじめ定められた解約払戻金（指定通貨建で計算した解約払戻金額）を、原則、指定通貨建でお支払いします。
●お払込みいただく一時払保険料は預貯金とは異なり、その一部を死亡給付金のお支払いや生命保険の運営に必要な経費にあてられます。解約払戻金は、それらを差引いた残りを基準として当社の定める計算方法によって計算した金額が解約の際に払い戻されます。したがって、**ご契約後の一定期間内に解約されますと、解約払戻金と解約されるまでにお支払いしている生存給付金を合計した金額は一時払保険料より少ない金額となります。**
●この解約払戻金の額は、契約年齢、経過年月数などによって異なります。
●「円建上限額指定特約」を付加している場合で、解約時に上限準備金があるときは、解約払戻金とあわせて契約者にお支払いします。

## 3．解約払戻金について円貨でのお受取りを希望される場合

●**「円支払特約」**を付加することにより、円貨で解約払戻金をお受け取りいただけます。

●この場合、指定通貨を円貨に換算するときには、当社所定の「円支払特約の為替レート」を適用します。

参照　14ページ
Ⅲ．特約【2】円支払特約

**！ご注意**

●指定通貨建の解約払戻金を円貨に交換する場合、為替相場の変動による影響を受けます**（為替リスク）**。指定通貨を円貨に交換する際には為替手数料も必要になります。また解約払戻金を指定通貨でお受取りいただく場合、取扱金融機関によっては、送金手数料、引出手数料などの諸費用が別途必要となる場合があります。

（※）上記の為替手数料、諸費用は金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

参照　5ページ
Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項【2】為替リスクと自己責任原則

## 4．解約払戻金の請求および支払時期について

●この保険を解約される場合は、ご契約者より**太陽生命お客様サービスセンター**（裏表紙を参照）にご連絡ください。
また、ご継続を迷われた場合も、ぜひお気軽にご相談ください。

●当社より、解約払戻金の請求にあたってのご案内および当社所定の請求書類をお届けします。必要事項を記入のうえ、ご案内した必要書類とともに、当社にご提出ください。

●請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して、5営業日以内（＊2）にお支払いします。
この期間を経過して解約払戻金をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

（＊1）請求書類が太陽生命に到着した日とは、完備された請求書類が太陽生命に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

・土曜日・日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月30日から翌年1月4日まで

## 【５】契約者配当金について

●この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

## 【６】受取人によるご契約の継続について

●ご契約者の差押債権者、破産管財人など（以下、債権者など）が、解約払戻金などの差押えを目的として、この保険の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から１ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。

●債権者などから当社にこの保険の解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨をご連絡します。
なお、上記の解約の請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額（＊）を債権者などに支払う（介入する）ことでご契約を継続することができます。

（＊）解約払戻金相当額とは、債権者などからの解約通知が当社に到着した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者などに支払うべき金額のことをいいます。

# 【7】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口

## 1．太陽生命お客様サービスセンターについて

●ご契約後のご照会、各種お手続きのお申し出および請求書類のお取り寄せなどについては、太陽生命お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

**太陽生命お客様サービスセンター**
TEL：**0120−97−2111**（通話無料）
営業時間　月曜～金曜　9：00～18：00
土曜・日曜　9：00～17：00
（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

**！ご注意**

●太陽生命お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

## 2．（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

●この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
●（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書・来訪などにより生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）
●生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

# Ⅸ. 税金

**！ご注意**

●本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづいています。
今後、税制の改正、解釈の変更などにより、記載の内容が変更されることがあります。
また、個別の税務のお取扱いについては、国税庁ホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署などにお問い合わせください。

## 【1】生命保険料控除

●この保険においてお払い込みいただいた一時払保険料は、**「一般生命保険料控除」の対象**となり、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

| 項　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 対象となる保険料 | 一時払保険料<br>（**お払い込みになられた当該年のみ控除が適用されます。**） |
| 対象となる生命保険料控除の種類 | **一般生命保険料控除**<br>（**介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象にはなりません。**） |
| 対象となる保険契約 | 受取人すべてが、保険料の払い込みをする方<br>またはその配偶者もしくはその他の親族のご契約に限ります。 |

●生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要になります。

●「生命保険料控除証明書」は、指定通貨を一時払保険料（相当額）受領日（＊）の当社が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）により円換算した金額を記載します。
ただし、「円入金特約」を付加している場合には、円貨によりお払い込みいただいた一時払保険料の金額を記載します。

（＊）当社が指標として指定する金融機関が休業日となる場合は、受領日の直後に到来するその金融機関の営業日

**参照　13ページ**
Ⅲ. 特約【1】円入金特約

### ■所得税の所得控除額

一般生命保険料・介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ下表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

| 年間払込保険料 | 総所得金額から控除される金額 |
|---|---|
| 20,000円以下のとき | 全　額 |
| 20,000円をこえ40,000円以下のとき | （年間払込保険料×1/2）＋10,000円 |
| 40,000円をこえ80,000円以下のとき | （年間払込保険料×1/4）＋20,000円 |
| 80,000円をこえるとき | 一律　40,000円 |

### ■住民税の所得控除額

一般生命保険料・介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ下表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

| 年間払込保険料 | 総所得金額から控除される金額 |
|---|---|
| 12,000円以下のとき | 全　額 |
| 12,000円をこえ32,000円以下のとき | （年間払込保険料×1/2）＋6,000円 |
| 32,000円をこえ56,000円以下のとき | （年間払込保険料×1/4）＋14,000円 |
| 56,000円をこえるとき | 一律　28,000円 |

**！ご注意**

- この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年１月１日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

# 【2】給付金などの税法上のお取扱い

## 1．死亡給付金の税法上のお取扱い

●ご契約者と被保険者が同一人のため、お受け取りになる死亡給付金は相続税の課税対象となります。

| 契約形態 | ご契約者 | 被保険者 | 死亡給付金受取人 | 課税の種類 |
|---|---|---|---|---|
| ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合 | 本人 | 本人 | 相続人 | 相続税（＊1） |

## 2．生存給付金の税法上のお取扱い

●ご契約者と被保険者が同一人のため、生存給付金受取人がご契約者と同一人か否かにより課税の種類が異なります。

| 契約内容 | 課税の種類 |
|---|---|
| 契約者と生存給付金受取人が同一の場合 | 所得税（雑所得）＋住民税 |
| 契約者と生存給付金受取人が異なる場合 | 贈与税（＊2） |

## 3．「満期給付金の指定上限額」超過分受取時差益に対する税法上のお取扱い

●保険期間により超過分受取時差益にかかる税金の種類が異なります。なお、超過分受取時差益は満期時にご契約者にお支払いしますので、ご契約者に対して課税されます。

| 保険期間４年 | 左記以外 |
|---|---|
| 源泉分離課税20.315％ | 所得税（雑所得）<br>＋<br>住民税 |

## 4．満期給付金の税法上のお取扱い

●契約者と被保険者が同一のため、満期給付金がご契約者と同一人か否かにより課税の種類が異なります。

| 契約形態 | 課税の種類 | |
|---|---|---|
| | 保険期間４年の場合 | 左記以外 |
| ご契約者と受取人が同一人の場合 | 源泉分離課税20.315％ | 所得税（雑所得）＋住民税 |
| ご契約者と受取人が別人の場合 | 贈与税（＊2） | |

## 5．解約払戻金の税法上のお取扱い

●解約時に差益があるときは、次のとおり取り扱われます。

| 契約日から５年以内の解約 | 契約日から５年超の解約 |
|---|---|
| 源泉分離課税20.315％ | 所得税（一時所得）<br>＋<br>住民税 |

**！ご注意**

●2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1％があわせて課されます。

（＊１）死亡給付金（保険契約が複数ある場合は合算します）の受取人が相続人の場合は、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

（＊２）・受贈者一人につき年間110万円までの基礎控除があります。
・各年の贈与財産の合計額が110万円を超える場合、超える部分に対して贈与税が課税されます。
・「相続時精算課税制度」を選択している場合、同制度の対象となる贈与財産の課税価格から基礎控除額110万円が控除されます。
・「相続時精算課税制度」を選択していない場合（暦年課税制度の対象となる場合）、暦年課税制度の対象となる贈与財産の課税価格から基礎控除額110万円が控除されます。

【暦年課税制度の対象になる場合】

・相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前７年以内にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前３年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）が相続税の課税価格に加算されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">贈与の時期</th><th>加算対象期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">～2023年12月31日</td><td>相続開始前3年間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2024年1月1日～</td><td>贈与者の相続開始日</td><td></td></tr>
<tr><td>2024年1月1日～2026年12月31日</td><td>相続開始前3年間</td></tr>
<tr><td>2027年1月1日～2030年12月31日</td><td>2024年1月1日～相続開始日</td></tr>
<tr><td>2031年1月1日～</td><td>相続開始前7年間</td></tr>
</table>

## 【３】外貨建保険の税金のお取扱い

●この保険にかかわる金銭の授受は、指定通貨建により行われますが、日本において契約される生命保険契約であることから、税法上のお取扱いについては、円建の生命保険と同じとなります。
つぎの基準により、指定通貨を円貨に換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取り扱います。

<table>
<tr><th colspan="2">科　目</th><th>円換算日</th><th>換算時の為替レート</th></tr>
<tr><td colspan="2">一時払保険料（相当額）</td><td>一時払保険料<br>（相当額）受領日</td><td>TTM<br>（対顧客電信仲値）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生存給付金</td><td>所得税（雑所得）・<br>住民税の対象となる場合</td><td rowspan="2">契約日および<br>毎年の<br>契約応当日</td><td>TTM<br>（対顧客電信仲値）</td></tr>
<tr><td>贈与税となる場合</td><td>TTB<br>（対顧客電信買相場）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">満期給付金</td><td>所得税（雑所得）・<br>住民税の対象となる場合</td><td rowspan="2">保険期間満了日<br>の翌日</td><td>TTM<br>（対顧客電信仲値）</td></tr>
<tr><td>源泉分離課税・<br>贈与税となる場合</td><td>TTB<br>（対顧客電信買相場）</td></tr>
</table>

| 科　目 | | 円換算日 | 換算時の為替レート |
|---|---|---|---|
| 上限準備金 | 所得税（雑所得）・住民税の対象となる場合 | 保険期間満了日の翌日 | TTM（対顧客電信仲値） |
| | 源泉分離課税となる場合 | | TTB（対顧客電信買相場） |
| 死亡給付金 | 相続税の対象となる場合 | 被保険者の死亡日 | TTB（対顧客電信買相場） |
| 解約払戻金 | 所得税（一時所得）・住民税の対象となる場合 | 解約払戻金計算基準日 | TTM（対顧客電信仲値） |
| | 源泉分離課税となる場合 | | TTB（対顧客電信買相場） |

※TTM（対顧客電信仲値）は、金融機関で外国通貨を売買する際の基準レートのことで、TTS（対顧客電信売相場）と対TTB（顧客電信買相場）の中間の値を指します。

※「円入金特約」、「円支払特約」、「円建上限額指定特約」を付加された場合は、円貨によりお払込みいただいた金額、円貨でお受取りいただいた金額が基準となります。

※TTM（対顧客電信仲値）、TTS（対顧客電信売相場）、TTB（対顧客電信買相場）の詳しい内容は、「Ⅰ.外貨建保険に関する留意事項　【2】為替リスクと自己責任原則」をご覧ください。

参照　5ページ
Ⅰ．外貨建保険に関する留意事項【2】為替リスクと自己責任原則

# 無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険普通保険約款

（2023年12月25日改定）

## （この保険の趣旨）

この保険は、保険契約者の指定した通貨建の保険料一時払の生存給付金付特別養老保険であり、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 死亡給付金
　被保険者が死亡したときにお支払いします。
(2) 生存給付金
　被保険者が毎年の生存給付金支払日が到来した時に生存しているときにお支払いします。
(3) 満期給付金
　被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。

## 1．用語の定義

**（用語の定義）**

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

| 用語 | 用語の定義 |
|---|---|
| 給付金 | 死亡給付金、生存給付金または満期給付金のことをいいます。 |
| 支払事由 | 給付金を支払う場合のことをいいます。 |
| 免責事由 | 支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合のことをいいます。 |
| 責任開始期 | 保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。 |
| 生存給付金支払月 | 保険契約締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者が指定した生存給付金の支払月のことをいいます。 |
| 生存給付金支払日 | 生存給付金支払月の、契約日の月単位の契約応当日（月単位の契約応当日がない場合は、その月の末日とします。）のことをいいます。 |
| 単位生存給付金額 | この保険契約の給付金の金額を指定する際の基準となる金額をいいます。 |

## 2．通貨の種類

**（通貨の種類）**

第２条　保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、この保険契約における通貨について、つぎのいずれかを指定するものとします。
(1) アメリカ合衆国通貨
(2) オーストラリア連邦通貨

②　保険料の払込および給付金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、すべて前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行います。

③　指定通貨の変更は取り扱いません。

## 3．会社の責任開始期

**（会社の責任開始期）**

第３条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
　一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　一時払保険料相当額を受け取った時

②　会社の責任開始の日を契約日とします。

③　保険期間および生存給付金支払日の計算にあたっては、契約日から起算します。

④　会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
(1) 会社名

(2) 保険契約者および被保険者の氏名
(3) 死亡給付金受取人、生存給付金受取人および満期給付金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(4) 通貨の種類
(5) 支払事由または給付金の名称
(6) 保険期間および生存給付金支払月
(7) 単位生存給付金額
(8) 一時払保険料
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

## 4．給付金の支払

**（給付金の支払）**

第４条　この保険契約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

| 名称 | 支払事由 | 支払金額 | 受取人 |
|---|---|---|---|
| 死亡給付金 | 被保険者が保険期間中に死亡したとき | 別表１に定める金額 | 死亡給付金受取人 |
| 生存給付金 | 被保険者が保険期間中の毎年の生存給付金支払日が到来した時に生存しているとき | 単位生存給付金額 | 生存給付金受取人 |
| 満期給付金 | 被保険者が保険期間満了時に生存しているとき | 単位生存給付金額 | 満期給付金受取人 |

**（死亡給付金の免責事由）**

第５条　つぎのいずれかにより、前条の死亡給付金の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

| 名称 | 免責事由 |
|---|---|
| 死亡給付金 | (1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺<br>(2) 死亡給付金受取人の故意<br>(3) 戦争その他の変乱 |

**（給付金の支払に関する補則）**

第６条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金（責任準備金が死亡給付金を上回る場合は死亡給付金の支払金額）を保険契約者の法定相続人に支払います。

③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

④ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金（責任準備金が死亡給付金を上回る場合は死亡給付金の支払金額）を保険契約者の法定相続人に支払います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺
(2) 死亡給付金受取人の故意
(3) 戦争その他の変乱

⑤ 死亡給付金の支払事由に該当した後に支払われた生存給付金があるときは、死亡給付金または解約払戻金その他の払戻金からその生存給付金を差し引きます。

**（給付金の請求、支払時期および支払場所）**

第７条　死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、死亡給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 給付金の支払事由が生じたときは、その給付金の受取人は、すみやかに別表２に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定

した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前号に定める事項、第10条（重大事由による解除）第１項第３号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号または第３号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第 118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡給付金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その死亡給付金を請求した者に通知します。

## ５．詐欺による取消または不法取得目的による無効

**（詐欺による取消または不法取得目的による無効）**

第８条　保険契約の締結に際して、保険契約者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## ６．告知

**（告知）**

第９条　会社は、保険契約の締結の際、被保険者に関し、書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

## ７．重大事由による解除

**（重大事由による解除）**

第10条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ．給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

② 会社は、給付金の支払事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号ア．からオ．までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

③ 第１項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、給付金の受取人に通知します。

④ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第15条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑤ 前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し給付金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の第15条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

## ８．解約

**（解約）**

第11条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第15条第１項の解約払戻金を請求することができます。

## ９．保険契約内容の変更

**（単位生存給付金額の減額）**

第12条　保険契約者は、将来に向かって単位生存給付金額を減額することができます。ただし、減額後の単位生存給付金額が会社の定める金額に満たないときは、単位生存給付金額の減額を取り扱いません。

② 単位生存給付金額の減額をするときは、保険契約者は、別表２に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 単位生存給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 単位生存給付金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

**（保険期間の変更）**

第13条　保険期間の変更は取り扱いません。

**（生存給付金支払月および生存給付金支払日の変更）**

第14条　生存給付金支払月および生存給付金支払日の変更は取り扱いません。

## 10．払戻金

**（解約払戻金）**

第15条　解約払戻金は、この保険契約の経過した年月数により会社の定める方法（死亡給付金を限度とします。）によって計算します。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表２に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第７条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

## 11. 保険契約者および被保険者

**（保険契約者および被保険者）**

第16条　この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

**（保険契約者の住所の変更）**

第17条　保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

②　保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

**（被保険者の業務、転居および旅行）**

第18条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

## 12. 死亡給付金受取人、生存給付金受取人および満期給付金受取人

**（死亡給付金受取人の変更）**

第19条　保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

②　死亡給付金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。

③　前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。

④　第２項および前項により死亡給付金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

⑤　死亡給付金受取人の変更をするときは、保険契約者は、別表２に定める書類を会社に提出してください。

⑥　第１項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

**（遺言による死亡給付金受取人の変更）**

第20条　前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡給付金受取人の変更をすることができます。

②　本条による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

③　保険契約者の相続人は、別表２に定める書類を会社に提出してください。

**（生存給付金受取人の変更）**

第21条　保険契約者は、毎年の生存給付金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、それ以後に支払事由の生じる生存給付金についての生存給付金受取人を変更することができます。

②　生存給付金受取人が毎年の生存給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、保険契約者が新たに生存給付金受取人になるものとします。

③　生存給付金受取人の変更をするときは、保険契約者は、別表２に定める書類を会社に提出してください。

④　第１項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の生存給付金受取人に生存給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の生存給付金受取人から生存給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

**（満期給付金受取人の変更）**

第22条　保険契約者は、満期給付金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、満期給付金受取人を変更することができます。

②　満期給付金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、保険契約者が新たに満期給付金受取人になるものとします。

③　満期給付金受取人の変更をするときは、保険契約者は、別表２に定める書類を会社に提出してください。

④　第１項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の満期給付金受取人に満期給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の満期給付金受取人から満期給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

**（給付金の受取人の代表者）**

第23条　各給付金の受取人が２人以上いるときは、それぞれ代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の給付金の受取人を代理するものとします。

②　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が給付金の受取人の１人に対して行った行為は、他の給付金の受取人に対しても効力を生じます。

**（給付金の受取人による保険契約の存続）**

第24条　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

②　前項の解約が通知された場合でも、その通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者の親族であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金のみの受取人でないこと

③　前項の場合、給付金の受取人は、別表２に定める書類を会社に提出してください。

④　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次項および第６項のとおり取り扱います。

⑤　死亡給付金または満期給付金の場合、当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人または満期給付金受取人に支払います。

⑥　生存給付金の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、生存給付金受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ．当該生存給付金の支払事由が生じた時以後、第２項本文の金額は、前ア．の金額を差し引いた金額とします。

ウ．第１項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「生存給付金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

## 13．契約者配当金

**（契約者配当金）**

第25条　この保険契約には、契約者配当金はありません。

## 14．その他

**（年齢の計算）**

第26条　契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

②　保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

**（契約年齢および性別の誤りの処理）**

第27条　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

②　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

**（時効）**

第28条　給付金、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅します。

**（管轄裁判所）**

第29条　この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金の受取人（給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

**（デビットカード等による保険料の払込）**

第30条　保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料を払い込むことができます。

②　前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

③　第１項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料を受け取る前の所定の時を保険料を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

**（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）**

第31条　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込をすることができます。この場合、保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。

②　会社は、前項の規定による保険契約の申込を受けたときは、その保険契約の申込に関する書面等を保険契約者に交付します。

## 別表１ 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

| |
|---|
| 一時払保険料＋（基準保険金額－一時払保険料）<br>×　（経過月数／ 保険期間）－生存給付金支払合計額 |

（注）１．「基準保険金額」は、生存給付金の合計額に満期給付金額を加算した金額とします。
２．「経過月数」は、契約日から被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。
３．「保険期間」は、月数で計算します。
４．「生存給付金支払合計額」は、死亡給付金の支払前に支払事由の生じた生存給付金の合計額とします。

## 別表２ 請求書類

(1) 給付金の請求に必要な書類

| 項目 | 必要書類 |
|---|---|
| １．死亡給付金 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）<br>(3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）<br>(4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書<br>(5) 保険証券 |
| ２．生存給付金 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 被保険者の住民票（ただし、生存給付金受取人と同一人の場合は不要）<br>(3) 生存給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書<br>(4) 保険証券 |
| ３．満期給付金 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 被保険者の住民票（ただし、満期給付金受取人と同一人の場合は不要）<br>(3) 満期給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書<br>(4) 保険証券 |

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部もしくは全部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

| 項目 | 必要書類 | |
|---|---|---|
| １．単位生存給付金額の減額 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券 | |
| ２．解約および解約払戻金 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券 | |
| ３．給付金の受取人の変更 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券 | |
| | 遺言による場合 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 遺言書<br>(3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書<br>(4) 保険証券 |
| ４．給付金の受取人による保険契約の存続 | (1) 給付金の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類 | |

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部もしくは全部の省略を認めることがあります。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

# 円入金特約

（2018年10月１日改正）

**（この特約の趣旨）**

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）において、外貨建の保険料を円貨により払い込む取扱について定めたものです。

**（特約の締結）**

第１条　この特約は、保険契約の締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

**（特約の適用）**

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料を円貨に換算した金額（以下「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

②　前項の規定のほか、会社の承諾を得て、払い込まれた円貨の保険料相当額（以下「保険料円払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料に換算し、充当することができるものとします。

**（保険料円換算額または保険料円払込額の算出に用いる為替レート）**

第３条　前条に規定する円貨により払い込まれた金銭の換算には、会社が保険料円換算額または保険料円払込額を受領する日（以下「受領日」といいます。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

②　前項の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

**（保険料円換算額の相違）**

第４条　保険契約者が払い込んだ金額と保険料円換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

# 円支払特約

（2022年４月１日改正）

**（この特約の趣旨）**

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加された特約の特約条項において、外貨建の死亡保険金等（主契約または特約において被保険者が死亡したときに支払う保険金、給付金等のことをいい、名称の如何を問いません。以下同様とします。）、年金、満期保険金等（主契約または特約において保険期間満了時に被保険者が生存しているときに支払う保険金、給付金等のことをいい、名称の如何を問いません。以下同様とします。）または解約払戻金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

**（特約の締結）**

第１条　この特約は、つぎの場合に、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

(1) 保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者から申出があったとき

(2) 死亡保険金等、年金、生存給付金または満期保険金等の請求の際に、その受取人から申出があったとき

(3) 年金支払開始日以後に、年金受取人から申出があったとき

**（特約の適用）**

第２条　この特約は、主契約における外貨建の死亡保険金等、年金および解約払戻金等を円貨により支払う場合に適用します。

**（死亡保険金等を支払う場合の取扱）**

第３条　死亡保険金等の請求に際して、死亡保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、死亡保険金等を円貨により支払います。

**（死亡給付金を支払う場合の取扱）**

第３条　死亡保険金等の請求に際して、死亡保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、死亡保険金等を円貨により支払います。

②　前項の場合、請求に必要な書類が会社に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートを用いて死亡保険金等を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

④　免責事由により死亡保険金等が支払われない場合で、保険契約者から申出があったときは、第１項から前項までの規定を準用して、責任準備金を円貨により支払います。

**（年金を支払う場合の取扱）**

第４条　年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。

②　前項の場合、支払われる年金ごとの年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは支払われる年金ごとの年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（年金の一括前払による支払金を支払う場合の取扱）**

第５条　年金の一括前払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、年金の一括前払による支払金を円貨により支払います。

②　前項の場合、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金の一括前払による支払金を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（生存給付金を支払う場合の取扱）**

第６条　生存給付金の請求に際して、生存給付金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、生存給付金を円貨により支払います。

②　前項の場合、支払われる生存給付金ごとの生存給付金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートを用いて生存給付金を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは支払われる生存給付金ごとの生存給付金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（満期保険金等を支払う場合の取扱）**

第７条　満期保険金等の請求に際して、満期保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、満期保険金等を円貨により支払います。

②　前項の場合、支払われる満期保険金等の支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートを用いて満期保険金等を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは支払われる満期保険金等の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（解約払戻金を支払う場合の取扱）**

第８条　主契約の解約または減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、解約払戻金を円貨により支払います。

②　前項の場合、請求に必要な書類が会社に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートを用いて解約払戻金を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（その他の払戻金を支払う場合の取扱）**

第９条　主約款の規定により、保険料等その他の払戻金（以下、本条において「その他の払戻金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者、死亡保険金等の受取人、年金受取人、生存給付金受取人または満期保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、その他の払戻金を円貨により支払います。

②　前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の払戻金を円貨に換算します。

③　前項の会社所定の為替レートは、その他の払戻金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（特約の解約）**

第10条　保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

**（主約款の規定の準用）**

第11条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

**（主契約にこの特約と円建上限額指定特約をあわせて付加した場合の取扱）**

第12条　主契約にこの特約と円建上限額指定特約をあわせて付加した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第６条（生存給付金を支払う場合の取扱）および第７条（満期保険金等を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

(2) 円建上限額指定特約の規定により上限準備金を支払う場合は、つぎのとおり取り扱います。

ア．保険期間の満了する日の翌日に上限準備金を支払う場合

ａ．保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、上限準備金を円貨により支払います。

ｂ．前ａ．の場合、支払われる上限準備金の支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）にお

ける会社所定の為替レートを用いて上限準備金を円貨に換算します。

c．前b．の会社所定の為替レートは支払われる上限準備金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

イ．前ア．以外で上限準備金を支払う場合

同時に支払う金額とともに、この特約のその支払う金額において適用する規定により取り扱います。

# 円建上限額指定特約

（2019年４月１日実施）

**（この特約の趣旨）**

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める指定通貨建の生存給付金および満期給付金に対し、円建の上限額（以下「円建上限額」といいます。）を指定した場合の取扱について定めたものです。

**（特約の締結）**

第１条　この特約は、保険契約の締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

**（円建上限額の指定）**

第２条　保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で円建上限額を指定するものとします。

**（生存給付金円換算額の算出）**

第３条　主約款に定める生存給付金の支払金額に、会社所定の為替レートを用いて円に換算した金額を、生存給付金円換算額とします。

②　前項の会社所定の為替レートは、支払われる生存給付金ごとの生存給付金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートとします。

③　第１項および前項の会社所定の為替レートは、支払われる生存給付金ごとの生存給付金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（生存給付金の取扱）**

第４条　この特約を主契約に付加した場合、主約款に定める生存給付金に関する規定にかかわらず、生存給付金の支払金額は、つぎのとおりとします。

| 生存給付金円換算額 | 生存給付金の支払金額 |
|---|---|
| (1) 生存給付金円換算額が円建上限額以上の場合 | 円建上限額 |
| (2) 生存給付金円換算額が円建上限額未満の場合 | 生存給付金円換算額 |

②　前項の場合で、つぎの各号に該当する場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第１号の場合で生存給付金円換算額が円建上限額を超える場合

生存給付金円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、前条に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款に定める指定通貨に換算した金額を上限準備金とし、支払事由に該当した日から会社所定の利率により積み立てます。

(2) 前項第２号の場合で上限準備金がある場合

生存給付金円換算額に上限準備金を加算した金額を支払います。この場合、前条に定める会社所定の為替レートを用いて、上限準備金を円換算します。ただし、生存給付金円換算額に上限準備金を加算した金額が、円建上限額を超える場合は、円建上限額を限度とし、超えた部分の上限準備金は、前条に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款に定める指定通貨に換算した金額を、支払事由に該当した契約応当日から会社所定の利率により積み立てます。

**（満期給付金円換算額の算出）**

第５条　主約款に定める満期給付金の支払金額に、会社所定の為替レートを用いて円に換算した金額を、満期給付金円換算額とします。

②　前項の会社所定の為替レートは、保険期間の満了する日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、本条において同様とします。）における会社所定の為替レートとします。

③　第１項および前項の会社所定の為替レートは、保険期間の満了する日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（満期給付金の取扱）**

第６条　この特約を主契約に付加した場合、主約款に定める満期給付金に関する規定にかかわらず、満期給付金の支払金額は、つぎのとおりとします。

| 満期給付金円換算額 | 満期給付金の支払金額 |
|---|---|
| (1) 満期給付金円換算額が円建上限額以上の場合 | 円建上限額 |
| (2) 満期給付金円換算額が円建上限額未満の場合 | 満期給付金円換算額 |

② 前項の場合で、つぎの各号に該当する場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第１号の場合で満期給付金円換算額が円建上限額を超える場合

満期給付金円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、前条に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款に定める指定通貨に換算します。

(2) 前項第２号の場合で上限準備金がある場合

満期給付金円換算額に上限準備金を加算した金額を支払います。この場合、前条に定める会社所定の為替レートを用いて、上限準備金を円換算します。ただし、満期給付金円換算額に上限準備金を加算した金額が、円建上限額を超える場合は、円建上限額を限度とし、超えた部分の上限準備金は、前条に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款に定める指定通貨に換算します。

**（上限準備金の取扱）**

第７条　第４条（生存給付金の取扱）または第６条（満期給付金の取扱）の規定による上限準備金があるときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険期間満了時の上限準備金は、保険期間の満了する日の翌日に、保険契約者に支払います。

(2) 前号以外の上限準備金は、主契約が消滅したときに、その消滅と同時に支払う金額とともに、その受取人に支払います。

**（円建上限額の変更）**

第８条　保険契約者は、保険契約の締結後、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、円建上限額を変更することができます。

②　円建上限額を変更するときは、保険契約者は別表１に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

**（特約の解約）**

第９条　この特約のみの解約は取り扱いません。

**（特約の消滅）**

第10条　主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特約は消滅します。

**（主約款の規定の準用）**

第11条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

**別表１　請求書類**

| 項目 | 必要書類 |
|---|---|
| １．円建上限額の変更 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書 |

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部もしくは全部の省略を認めることがあります。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

# 指定代理請求特約

（2020年4月1日改正）

**（特約の締結）**

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

**（特約の対象となる保険金等）**

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

ア．被保険者が受取人に指定されている保険金

イ．被保険者が受け取ることとなる保険金

ウ．被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

②　被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

**（指定代理請求人の指定および変更）**

第３条　この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で１人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第２号から第４号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族

(2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者

(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(4) 第２号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者

②　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。

③　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

④　指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表１に定める書類を会社に提出してください。

**（指定代理請求人による保険金等の請求）**

第４条　つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表１に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

(1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき

(2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき

②　前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第１項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③　第１項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④　本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者

(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

⑤　指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

**（指定代理請求人への解除通知）**

第５条　この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(1) 告知義務違反による解除
(2) 重大事由による解除

**（特約を付加した場合の取扱）**

第６条　この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

②　保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

**（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）**

第７条　この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

**（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）**

第８条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人とします。

**（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）**

第９条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第４条（指定代理請求人による保険金等の請求）第５項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

(2) 第５条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第６条（特約を付加した場合の取扱）第３項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

**別表１　請求書類**

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

| 項目 | 必要書類 |
|---|---|
| １．保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求 | (1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類<br>(2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本<br>(3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書<br>(4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し<br>(5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し<br>(6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し<br>(7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し |

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

| 項目 | 必要書類 |
|---|---|
| １．指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券 |

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

=MEMO=

## 太陽生命からのお願い

●つぎのようなときには、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。

・ご転居、住所表示変更などのとき

・名義変更（ご契約者変更、受取人などの変更、改姓・改名など）、保険証券紛失・盗難のとき

●当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

●ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。

●保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

# 無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険

マイ贈与
米ドル・豪ドル

## 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
ご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いします。
特に、

1. 給付金などのお支払い
2. 給付金などをお支払いできない場合
3. 保障の開始時期
4. クーリング･オフ制度
5. ご解約と解約払戻金

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関するご照会やご相談については、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター　0120-97-2111（通話無料）
営業時間　月曜～金曜　9:00～18:00
土曜・日曜　9:00～17:00
（祝日･年末年始（12/30～1/4）は休業します）

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。

［募集代理店］

［引受保険会社］

太陽生命保険株式会社

（本社）〒103-6031　東京都中央区日本橋2丁目7番1号
ホームページ　https://www.taiyo-seimei.co.jp/

2024年1月作成

個-980-23-404　(2023/11/17)　DB000093-D1　05.11　1,000　N02405-1